# OECD/G20 BEPS プロジェクト デジタル経済課税:経済分析・影響調査

Issue 62, February 2020

## In brief

2020年2月13日、OECDは第1・第2の柱に係る経済分析・影響調査1の概要を公表しました。この調査は、2万7,000超の多国籍企業グループに係る各種データ等を基に分析されたもので、これによると、一定の仮定の下で、第1・第2の柱を合わせたところでの法人税収への影響は、グローバルで約4%の増加、毎年約1,000億米ドルの増加になり得るとみられています。また、第2の柱による税収増が第1の柱による税収増が第1の柱による税収増よりかなり大きくなっています。高所得・中所得・低所得国・地域における法人税収に占める税収増の比率はいずれも概ね似たものとなっていますが、低所得国・地域は比較的第1の柱からの税収増が大きく、高所得国・地域は比較的第2の柱からの税収増が大きくなっています。

第1の柱による市場国への利得再配分により、ほとんどの国・地域は若干の税収増となりますが、一方で投資ハブ国・地域はある程度の税収減になるとみられます。また、この新たな制度は、高利益率および低実効税率の企業をターゲットとしていますので、ほとんどの国・地域にとって、全体的な投資への直接的影響は小さく、投資地決定に係る法人税の影響は軽減されるとみられます。

## In detail

#### [概要]

OECD は、2020 年 2 月 13 日、第 1・第 2 の柱に係る経済分析・影響調査の概要を公表しました。この調査は、全ての包摂的枠組参加 137 カ国・地域を含む 200 超の国・地域からのデータをカバーし、2 万 7,000 超の多国籍企業(非連結)グループの財務諸表、24 カ国・地域の国別報告(CbCR)、外国直接投資データ、OECD の Activities of Multinational Enterprises データベース情報、等の幅広いデータソースを結合して作成されたものです。高所得・中所得・低所得国・地域グループ別(世銀による分類)および投資ハブ国・地域(外国対内投資が GDP の 150%超)についての分析結果となっており、各国別の分析結果は公表されていません。

この調査による、第 1・第 2 の柱を合わせたところでの影響は、制度設計いかんによっては、グローバルでの法人税収が約 4%の増加、全ての国・地域で毎年約 1,000 億米ドルの税収増となり得るものとなっており、グローバル税収へは大きなプラスのインパクトとなっています。高所得・中所得・低所得国・地域における法人税収に占める税収増の比率はいずれも概ね似たものですが、全体として第 2 の柱による税収増が第 1 の柱による税収増よりかなり大きくなっています。低所得国・地域は比較的第 1 の柱からの税収増が大きく、高所得国・地域は比較的第 2 の柱からの税収増が大きくなっています。ただ、投資ハブ国・地域はある程度の税収減になるとみられます。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> "Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy-Update on the Economic Analysis & Impact Assessment, Webcast" (2020 年 2 月 13 日)



この新たな制度により、平均実効税率への影響がありますが、ほとんどは第2の柱の影響によるものであり、 特に投資ハブ国・地域への影響が目立っています。また、この新たな制度により、利益移転は大幅に減少す るものとみられます。

なお、この調査は第 1・第 2 の柱について一定の仮定を基とした分析がなされていますが、数字はあくまで仮定のもので、包摂的枠組での今後の決定を先決めするものではないとされています。ちなみに、第 1 の柱に係る税引前利益/売上の閾値を 10%(ないし 20%)、市場国への配分割合を 20%、第 2 の柱に係るミニマム税率を 12.5%と仮定されています。

## [第1の柱]

第1の柱では利益 A だけが検討対象とされています。残余利益について、税引前利益/売上が 10%閾値の場合は、グローバルでの法人税収増は概ね 0.3~0.7%、20%しきい値の場合はグローバルでの法人税収増は概ね 0.1~0.2%の見込みとなっています。なお、再配分利得の半分超はトップ 100 の大多国籍企業からのものです。

第1の柱による市場国への利得再配分により、ほとんどの国・地域は若干の税収増となりますが、対法人税収比で、10%閾値を適用した場合、高・中所得国・地域(ごくわずかの減少~1%強の増加)よりも低所得国・地域(1%強~2%弱の増加)においてより大きな税収増となります。一方、投資ハブ国・地域はある程度の税収減となります(ごくわずかの減少~約5%の減少)。また、20%閾値の場合には、高・中・低所得国・地域それぞれの税収増の程度および投資ハブ国の税収減の程度は、ともにかなり小さくなります。

なお、ここでは、第一次産品および金融分野を除外するとともに、米国提案のセーフハーバーを組み込まない、との仮定がなされています。

#### [第2の柱]

第2の柱による税収の増加額は大きく、第2の柱からの法人税収増加額は全体として第1の柱による法人税収増の4倍超の見込みとなっています。また、新たな制度による各国間・地域における税率差の減少によって多国籍企業による利益移転は大きく減少することになるものとみられます。これは利益移転の影響を高所得経済より大きく受けるとみられる途上国経済にとっては大きな意味があります。

ここで、多国籍企業及び政府側の反応を踏まえた4つのシナリオが設定されています。すなわち、i)企業側および政府側の行動に変化がない場合、ii) i)の下で、第1の柱との相互作用がある場合、iii) ii)に加えて、多国籍企業が利益移転の程度を減少させる場合、iv) iii)に加えて、幾つかの低税率国・地域が法人税率を引き上げる場合、の各シナリオです。これらのシナリオで、第1の柱による若干の税収増はほぼ共通ですが、それに加えて、ミニマム税からの税収(法人税収比で約2.5%増から各シナリオ順に少しずつ低下)、多国籍企業の利益移転の減少による税収増(法人税収比で約1.5%)ならびに低税率国・地域での税率引上げによる税収増(同約0.5%)、がそれぞれの場合に応じて見込まれています。そのため、i)・ii)の場合よりもiii)・iv)の場合の税収増が大きくなりますが、iii)・iv)では、グローバル全体での税収は結果的に同じになると見込まれています。

なお、ここでは、第2の柱について、国・地域別ブレンデイングで、所得合算ルールを先に適用する、と仮定されています。

## [投資・経済成長への影響]

今回の新たな制度は、高利益率および低実効税率の企業をターゲットとしていますので、ほとんどの国・地域にとって、全体的な投資への直接的影響は大きくありません。また、今回の制度で、投資地決定に係る法人税の影響も軽減されます(インフラ、教育レベル、労働コスト等の他の要素の影響が大きいとみられます)。すなわち、この新たな税制で、生産性の高い国・地域へ投資の再配分がなされますので、グローバルでの成長が高められ、投資コストへの影響が小さくなるとみられます。

第 1・第 2 の柱の実施により、全ての国・地域にわたる平均実効税率は約 0.7%ポイントの増加になるとみられますが、特に、投資ハブ国・地域では、2%ポイント弱の増加となる可能性があります。 なお、投資・経済成長への影響については、3 月末までに更なる分析がなされます。

## [今後の予定]

OECD は、今後とも新たなデータ入手に伴い、適宜これらの分析内容を改訂していく予定としていますが、 国別および業種別セグメントの分析結果についての公表の予定は特に明らかにされていません。

いずれにせよ、これらの分析結果は、今後とも、包摂的枠組会合および G20 財務大臣会合等での検討において具体的解決策を得るための判断要素となるものですが、何らかのグローバルコンセンサス合意が得られない場合には、一国主義的措置がさらに広がる可能性およびそれに伴うより大きな税務上の不安定性となる可能性が懸念されています。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

## PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

Email: <a href="mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com">pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com</a>

www.pwc.com/jp/tax

パートナー顧問ディレクター高野 公人岡田 至康荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は <u>www.pwc.com</u> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。